

2020年12月25日

報道発表資料

佐倉市
八街市
富里市
山武市
酒々井町
芝山町
東日本電信電話株式会社 千葉事業部

「災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定」等の締結について
～相互連携の強化により、早期の通信手段の復旧・維持に努めます～

佐倉市・八街市・富里市・山武市・酒々井町・芝山町^{※1}と東日本電信電話株式会社 千葉事業部（以下、「NTT東日本」）^{※2}は、災害の発生に備え、「災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定」及び「当該基本協定に基づく覚書」（以下、「本協定等」）を締結いたしました。

令和元年房総半島台風等による被害への対応を踏まえた本協定等の締結により、様々な自然災害に対して、的確に備えるとともに、広範囲に渡る通信障害が発生した場合においても、行政機関と地域の通信インフラを担うNTT東日本との相互の連携に基づき、復旧や啓開作業への妨げとなる倒木等の障害物に対して迅速・円滑な除去が可能となるほか、NTT東日本から行政機関へ連絡調整員（リエゾン）の派遣等により被災・復旧状況等を中心とした情報共有を更に強化し、地域の皆さまにご安心いただけるよう、早期の通信手段の復旧と提供に努めてまいります。

※1) 佐倉市長 西田 三十五・八街市長 北村 新司・富里市長 五十嵐 博文・山武市長 松下 浩明・酒々井町長 小坂 泰久・芝山町長 相川 勝重
※2) NTT東日本 取締役 千葉事業部長 境 麻千子



左から、西田 佐倉市長・北村 八街市長・小坂 酒々井町長・境 NTT東日本 取締役 千葉事業部長・相川 芝山町長・五十嵐 富里市長・松下 山武市長

1.本協定の内容

(1)「災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定」

内容) 災害発生による広範囲な通信障害において、行政機関とNTT東日本が連携して通信設備の復旧活動に取り組むことを規定

(2)「災害時における通信障害の復旧作業に伴う障害物等除去に関する覚書」

内容) 通信障害への復旧に係る作業に支障となる障害物、及び復旧作業に係る道路上の障害物の除去等、並びに予防措置に関して、相互協力を行うことを規定

(3)「災害時における通信障害復旧情報等の共有及び連絡調整員の派遣に関する覚書」

内容) NTT東日本の社員を行政機関に連絡調整員(リエゾン)として派遣し、それぞれが持つ情報の共有を図ることを規定

2.締結日

2020年12月24日(木)

3.情報共有・連絡調整員(リエゾン)派遣体制、及び復旧・啓開作業における連携体制 ※イメージ

